

2025 年 9 月 30 日

北海道教育委員会

教育長 中 島 俊 明 様

北海道教職員組合

中央執行委員長 山 谷 一 夫

2026 年度 教 育 予 算 要 求 書

北 海 道 教 職 員 組 合

内容

2026 年度 教育予算要求について	2
すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するために教育予算拡充を求める基本態度.....	4
子どもの実態から乖離した「教育改革」に対する基本態度	5
教職員定数の抜本改善.....	6
公立小中学校の統廃合および義務教育学校の新設について	13
インクルーシブ教育の推進	13
しょうがい児学校の条件整備.....	15
後期中等教育の充実	16
教育費保護者負担の解消	18
学校および学校外の教育施設設備の整備拡充	19
ゆたかな教育環境の整備充実.....	20
子どもの健康対策.....	21
母性保障のための諸対策	24
両立支援にかかわる諸対策	24
教職員の教育活動費および旅費等の増額と個人負担の解消	25
教職員の健康維持と勤務条件の改善.....	27
職員の福利厚生.....	31
主任制度の撤廃.....	32
へき地の条件整備.....	33
平和教育推進事業の拡大	33
アイヌ民族および北方少数民族の教育の充実	33
在日外国人の教育の充実	33
地教行法「改正」にかかわる教育委員会制度について.....	34
教科書採択について	34
夜間中学について	34
ジェンダー平等教育推進	34
「子どもの権利条約」の具体化について.....	35
保育の充実・女性の労働権保障にかかわる問題.....	36
「定年引き上げ等に関する制度」について	36

1. 文科省・厚労省調査（23 年度調査）によると、不登校の子どもの数は小・中・高で 415,252 人とすべての校種で過去最高となりました。また、いじめ認知件数 729,244 件、自死 527 人についても前年度に続いて過去最高となっており、子どもが生きづらい学校・社会となっています。しかし、子どもたちが自立した個人として自己を確立していくために必要不可欠な 25 年度における日本の文教予算は約 4.4 兆円、対して防衛関連予算は過去最高額となる約 8.8 兆円となっています。日本における GDP に占める教育機関への公的支出の割合は OECD 加盟 38 か国の中でも依然として低い実態です。このような状況の中で学校現場の長時間労働の常態化は改善されず、過酷な勤務実態から「教員のなり手不足」「欠員不補充」という問題が大きな課題となっており、結果として、子どもの学習権の保障を侵害するような状況が生まれています。北海道においても 24 年度末には、青年層の教職員や定年引き上げ者の 4 分の 1 に上る教職員が中途退職し、新採用者の休職や離職も多いなど、働き続けることが困難な職場環境は、教職志望者の減少を招き、人員不足を深刻化させる事態を招いています。

政府は 6 月、教職員の処遇改善と長時間労働の是正を目的として、「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法（以下「給特法）」等の一部を改正する法律案（以下、「改正法）」を第 217 回通常国会において可決・成立しました。

「改正法」の主な内容は、①教職調整額を 26 年から 5 年かけて給与月額 4%から 10%まで段階的に引き上げる、②教育委員会に対し教員の業務量管理と健康確保措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける（「給特法」）、③新たに教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができる（「学校教育法」）、④学級担任手当を想定し義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給する一方で、手当は本給の約 1.5%から 1.0%に見直す（「教育公務員特例法」）とするものです。

しかし、これは「定額働かせ放題」を維持するものであり、学校現場の喫緊の課題である「教職員の長時間労働の常態化」「欠員不補充」と「教員のなり手不足」の実効ある解決策とはなりません。

「改正法」では、29 年までに「1 ヶ月の時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減すること」を目標とし、①教育職員 1 人あたりの担当授業時数削減、②教育課程編成の在り方について検討、③教員定数の標準を改定、③部活動の地域展開を進めるための財政的援助、などの措置を講ずるとした附則が加えられました。

文科省 26 年度概算要求においては、中学校 35 人学級実施、小学校教科担任制のため定数改善が示されました。しかし、中学校での改善数は 5,800 人で、これが教職員の持ち時間数縮減につながるかどうかは不透明です。また、小学校教科担任制の加配について示されたのは 4 年間で 3,960 人、今年度については 990 人と全国 18,000 超の公立小学校に対しては限定的な効果なものであると指摘せざるを得ません。

「主務教諭」「学級担任への義務特手当加算」については、教育現場にさらなる分断をもたらすものであって、教職員の「働きやすさ」「働きがい」に結びつくことはなく、多様な教職員の協働体制で子どもたちを育てる学校の創造を阻害するものです。

また、学校現場が欠員不補充に苦しむ一方で、60 歳での中途退職や暫定再任用等教職員の辞退者が多数いることから、60 歳超職員の処遇改善をはかることはきわめて重要です。

さらに、すべての教職員がワークライフバランスを実現するためには、休暇制度の改善・拡充は必

須であり、柔軟な働き方を実装することが重要です。

2. 道教委は24年3月、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第3期）」（以下、「アクション・プラン」）を策定しました。しかし、これまでの「アクション・プラン」同様、実効ある業務削減策に乏しく、学校や教職員に自助努力を求めるものが主であることから、その効果は限定的になると言わざるを得ません。「給特法」改正にともない、各教育委員会に義務付けられた「業務量管理・健康確保措置計画」（以下、「計画」）策定にかかる「指針」案は「時間外在校等時間」を「1年間で月平均30時間程度」としています。月あたりの上限目標を45時間とする現行の「アクション・プラン」では、この目標を達成することはできません。道教委は、教育施策のスクラップ・アンド・ビルドの徹底などをはかった上で「計画」を策定することが必要です。また、策定にあたっては学校現場の声を反映させるため、労使交渉・協議によりすすめていくことがきわめて重要です。

部活動の地域移行について、一部の自治体で実証事業等が行われているものの「指導者の確保」「実施主体・受け皿団体の確保や体制整備」「運営財源の確保」「生徒の移動手段の確保」など多くの課題の解決には至らず、地域移行は停滞していると言わざるを得ません。こうしたことから今後の部活動の確実な地域移行に向けて、道教委が主体となってすすめる必要があります。その際、学校現場や保護者・子どもたちの声を十分に反映することが大切です。また、地域移行にともない新たな保護者負担が増加しないよう予算措置をはかるとともに、原則教職員の兼業に頼らない体制づくりを徹底することが大切です。

3. 北教組は、教職員の超勤・多忙化解消、子どもの「貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充、高校を含めた標準定数法の抜本的な改善と30人以下学級の早期実現、義務教育費国庫負担制度堅持・当面負担率1/2復元を中心とする公費負担の拡充、教育基本法を元に戻すことなどを主要な課題として、連合北海道・道私教協・民主教育をすすめる道民連合などとともに実現をめざし道民運動を展開しています。

道教委は、子ども・地域・保護者・教職員の実態を踏まえ、教育行政の責務として、教育条件整備の拡充と課題解決に向けて迅速に対応するとともに、「教育の機会均等」の理念にもとづき、どの地域においても子どもたちの学びを平等に保障し、子どもたちに行き届いたきめ細やかな教育を実現すべきです。そのため、教職員の慢性的な超勤実態を早急に解消するとともに、教育条件・勤務条件の改善に向け、国・関係機関へのはたらきかけも含め、必要な予算の確保に最大限の努力を行うべきです。

今日、教育予算にかかわっては、

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、国庫負担率1/2復元、義務教育費無償・高校教育費無償・保護者負担解消の実現をするとともに、改悪教育基本法の具体化をはかる「教育振興基本計画」を撤回すること。
- ② 子どもの教育を受ける権利を保障するため、30人以下学級の早期実現や「道独自の少人数学級」の実施拡大など、ゆたかな教育の実現と教職員の超勤・多忙化解消に向けて教職員定数を抜本的に改善すること。
- ③ 文科省「全国学力・学習状況調査」および「全国体力・運動能力等調査」を中止・撤回し、その結果を受けた「北海道学力・体力向上策」の強制を行わないこと。また、序列化や競争を煽る結果公表は行わないこと。
- ④ 教職員定数増、持ち授業時間数の上限設定、『給特法』の廃止・抜本的見直し」を国に対して

求めること。また、改正「給特法」で義務付けられた「業務量管理・健康管理措置計画」は、「北海道アクション・プラン」の見直しではなく、課題を分析した上で改めて策定すること。あわせて、平日を含めた部活動の地域への移行については、平日を含め、具体的なスケジュールに沿って着実にすすめること。

- ⑤ 15分単位の年次有給休暇取得を可能にし、冬季休暇を新設するなど、休暇制度を改善すること。
- ⑥ 育児や介護に関する休暇・休業制度を拡充し、国や他の都府県に遅れることなく対応すること。
- ⑦ 人事評価結果の賃金への活用は、差別賃金・管理統制強化とせず、すべての教職員の賃金水準改善とすること。特に「学校職員人事評価制度」は要綱などにもとづき公平・公正な判定が行われるよう徹底すること。
- ⑧ 学校事務職員・栄養職員等の「命課・格付基準」を改善し、生涯賃金水準を引上げること。
- ⑨ しょうがいのある・なし、「LGBTQ」など「性的マイノリティ」、在日外国人をはじめとした「外国につながる子ども」「アイヌ民族」、など様々な背景をもつ子どもがすべての子どもが排除されることなく安心して通えるインクルーシブ教育を実現するため、教育条件の整備充実をはかること。
- ⑩ 60歳超常勤教職員・暫定再任用教職員・定年前再任用短時間勤務教職員の賃金・勤務条件の均衡をはかること。特に暫定再任用教職員等の期末・勤勉手当については定年前の教職員と同様の支給月数にすること。

などが重要な要求です。

以下、北教組は北海道教育委員会に対し、2026年度教育予算において、次の要求項目の実現を求めます。北海道教育委員会として責任をもって回答を示すよう要求します。

記

すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するために教育予算拡充を求める基本態度

- 1 すべての子どもたちに行き届いた教育とゆとりある教育を保障するためには、教育予算の大幅増が必要である。そのために私学助成の充実や教科書無償制度の堅持をはじめとする義務教育の完全無償化を実現すること。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」にもとづく教職員定数増を加配定数からの振り替えではなく実質的な増員にすることが不可欠である。あわせて、全校種30人以下学級の実現、当面、高校における35人以下学級の実現や、保護者の私費負担の一層の軽減をすすめるよう政府・文科省に対し強く要求すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の改悪に反対し、学校事務職員や学校栄養職員をはじめとする教職員給与費負担適用と義務標準法の規定職員の堅持を確保することが必要である。当面、国庫負担率を1/2に復元し、旅費や教材費などこれまで一般財源化された費用について国庫負担の復活をさせるよう政府・文科省に対し強く要求すること。

- 3 自・公政権の「三位一体の改革」により要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備等補助金などが廃止・縮減された。これらの補助金はすみやかに復活させる必要がある。あわせて奨学金の金利軽減や廃止、返還義務猶予制度の改善を政府・与党・文科省に対し強く要求し、当面、道教委として関連予算を確保すること。

子どもの実態から乖離した「教育改革」に対する基本態度

- 4 教育の国家統制と民営化、管理統制強化や教職員の分断につながる教育施策に対する反対を政府・文科省に申し入れること。また北海道における独自事業は行わないこと。
1. 「初任者研修制度」「中堅教諭等資質向上研修」を撤廃・縮小する方向で見直すこと。当面、時間外勤務とならないよう日程を組み、休憩措置や勤務時間のスライドなどを徹底するとともに事前準備や事後のまとめ作成によって超過勤務となることがないようにすること。また、文科省（独立行政法人教員研修センター）、道教委、市町村教育委員会、研修センター等による研修事業は、削減を基本に見直すとともに教員の長期社会体験研修は再開しないこと。さらに、すべての教職員の研修は、教員の自律的・創造的な研修を認め、校長が長期休業中の校外研修を不承認とすることがないようにすること。また、「校長による教員等への『対話に基づく受講奨励』」については、研修の強要や不要な成果物の提出を求めないこと。「全国教員研修プラットフォーム」については、市町村教育委員会に対して公用メールアドレス付与などの条件整備を指導するとともに個人情報保護に十分配慮すること。
 2. 文科省「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力等調査」を実施しないこと。当面、競争や序列化を煽る結果公表や、対象学年以外で積み重ねられる練習、直前の過去問実施等すべての事前対策、事後分析の強要を行わないこと。「学力向上」をめざし実施されている「チャレンジテスト」などの「学力向上推進事業」は、学力競争を助長し教育の本質を見失わせるものであることから直ちに中止すること。
 3. 規範意識や愛国心教育など、道徳教育を強化するために実施されている「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」などの諸事業については行わないこと。
 4. 上意下達による教職員の管理統制を強める「主幹教諭・副校長などの新たな職」の制度を撤廃すること。また、職場に分断をもたらす「主務教諭」を設置しないこと。さらに、「研修主事等の研修に関する中核的な役割を担う教員」の設置を強制しないこと。
 5. 「授業改善推進教員等の派遣」は、学校の協力・協働体制を崩壊させ、教職員や学校の主体的かつ組織的な研修をゆがめる危険があることから、直ちに中止すること。
 6. 「学習指導要領」をもとにした「小学校外国語」の強化を押しつける事業は行わないこと。とりわけ学校の教育課程編成に介入し、英語嫌いの子どもの増加につながっている「英検IBAテスト」「英検ESG」の悉皆実施は行わないこと。
 7. 「学習指導要領」は大綱的基準であり「職務命令」はなじまないことから、処分を前提として「日の丸・君が代」を強要しないこと。
 8. 「学校職員人事評価制度」については、差別賃金・管理統制強化とせず、すべての教職員の賃金水準改善とすること。
 9. 「学校関係者評価」「第三者評価」は、教職員の管理強化につながることから廃止すること。

10. 公立義務教育学校の教職員定数加配は、教職員の持ち授業時間数減や欠員の解消を目的し、超勤・多忙化解消に資するものとするため、弾力的に運用すること。また、複数校兼務が想定される場合には、あらかじめ移動距離などを考慮し、担当者の過度な負担とならないよう十分配慮すること。
11. 「学校力向上に関する総合実践事業」「リーディングDXスクール事業」「英語力向上推進事業」など、様々な「事業」「推進校」指定は、研究内容を一方的に定めることで、学校の主体的・創造的な教育活動を阻害し「点数学力」偏重によって子どもたちの「学び」を歪めている。さらに、公開研究会・研究紀要作成などによる超勤・多忙化も生じているため、これらの事業は直ちに中止すること。当面、精選なき道教委「事業」の拡大は行わないこと。
12. 「土曜授業」は、「子どもたちは社会で育てる」という学校5日制の趣旨に反し、子どものゆたかな学びを阻害することから、直ちに中止させること。当面、授業時数確保や「学力向上」を目的とした実施は廃止し、地域や保護者とのかかわりに重点を置いた実施とすること。
13. 教育のDX（デジタル・トランスフォーメーション）におけるICT機器の活用については、教育の民営化や商業化による公教育の解体、地域間・家庭間格差の固定化・拡大、「教育の画一化」が生じないよう、十分な環境整備をすすめること。また、教職員の超勤・多忙化や情報漏洩、子どもたちの健康被害など様々な課題があることから、機器の設定や保守にかかわる人員配置と対策を講ずること。さらに、ICT機器の使用を強制せず、教材・教具の1つとして学校現場の裁量権を保障すること。
14. 「小学校教科担任制」は、一人当たりの教員の持ち授業時間数軽減を目的とし、人員増をとものものとする。また、教職員定数加配（指導方法工夫改善を除く）が外国語、理科、算数、体育に限定されることで学校の自主的な判断が奪われる懸念があることから、実施教科・学年の決定について学校の裁量権を保障すること。さらに、「複数校兼務の場合、20時間を目標としつつ15時間以上」とする規定は、現場実態を考慮しておらず担当者に無理が生じているため見直すこと。加えて加配をとものならない「教科担任制」は、中学校教員の乗り入れや校内の工夫に委ねられ現場の負担が大きいことから、人員増をはかること。
15. 「北海道教育推進計画」（23年3月）は、「子ども一人ひとりの人格の完成」よりも「子どもたちが持続可能な社会の創り手として成長すること」に重点を置いて策定されている。その結果、「全国学力調査」の平均正答率を全国以上とする目標や、グローバル「人材」の育成をめざした英検取得の目標値が設定され、学校現場や子どもを疲弊させる計画となっている。したがって、数値目標の達成を前提とした学校現場への指導は行わないこと。

教職員定数の抜本改善

5 小・中学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級編制基準を、以下の通り改善すること。また、少なくとも現状で「義務標準法」を下回っている学校などについては早急に改善すること。

(1) 単式学級 小・中30人以下

教育の機会均等の精神に反することなく、すべての学級・地域において30人以下学級の実現にむけて国に強力にはたらきかけること。

(2) 複式学級 小10人以下

小1年を含む複式・中学校複式・とび石学級解消

(3) しょうがい児学級 小・中5人以下

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 一般教員

○ 持ち授業時間数にもとづいた定数配置

小学校では20時間、中学校では18時間など1人あたりの週の持ち授業時間数の上限を設定すること。

○ しょうがい児学級

学級数×2人加配

○ 政令加配

産炭地、過疎地、離島、アイヌ民族居住地域など教育上特別の配慮を必要とする地域の学校には教員を加配すること。

○ 免許外教科担当を解消すること。また、免許所持教員の複数校兼務を解消すること。

(2) 養護教員

○ 全校配置すること。

○ 小・中学校 1～14学級 1人

15～22学級 2人

23学級以上 3人

○ 義務教育学校については、前期課程に1人、後期課程に1人配置すること。

○ しょうがい児学級設置校に1人加配（政令加配）すること。

○ 複数配置にともなう諸問題については、別途北教組と十分協議すること。

(3) 学校事務職員

○ 全校配置すること。

○ 小・中学校 1～6学級 1人

7～18学級 2人

19学級以上 3人

○ なお、配置数は義務標準法での積算数を充足すること。

○ 加配・複数配置にともなう諸問題については、別途北教組と十分協議すること。

○ 「学校事務の共同実施」は、導入しないこと。

(4) 専任司書教諭

○ 専任司書教諭を全校に1人ずつ配置すること。当面、地方財政措置されている学校司書を各校に配置するよう市町村を指導すること。

(5) 栄養教員・学校栄養職員

○ 食教育の充実と推進のため、すべての学校に栄養教員、又は学校栄養職員を配置し、19学級以上は2人以上とするなど、定数配置基準を食数から学級数に変更するよう国に求めること。

○ 栄養教員の加配定数の拡充をはかること。特に、大型化する学校給食センター勤務の栄養教員の配置定数を改善すること。

○ 栄養教員・学校栄養職員の任用・配置については、別途北教組と十分協議すること。

(6) 学校給食調理員

○ 給食調理員の定数化をはかるため学校給食法の改正を国にはたらきかけること。

(7) 学校「用務」職員（公務補）

○ 12学級以下 2人

13～24学級	3人
25～36学級	4人
37学級以上	5人

- 積雪・寒冷・施設設備の実態を考慮し、配置補正をするよう指導すること。
- 学校給食調理員・学校「用務」職員などについては、民間委託化・パート化・欠員不補充などの「合理化」を行わないよう市町村を指導すること。

(8) 充て指導主事

- 廃止し、欠員解消につとめること。

(9) 年度途中に発令される新設校の教員・学校事務職員は別枠で措置すること。

3. 学校・分校単位の積算を継続すること。

4. 次の道独自の定数改善を積極的にすすめること。

(1) 「へき地」学校の定員

「へき地」の教育条件整備のため、「へき地」学校の定員についても道独自の定数改善をすすめること。

(2) 離島の各小学校に対する1人の加配をすみやかに実施すること。(離島振興法にもとづく)

(3) 30日以内の病気休暇取得者等に対し、講師等の代替者を措置すること。また、代替者を事前に登録するなど遅滞なく対応できる体制を整備すること。

6 高等学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級編制基準を、以下の通り改善すること。少なくとも「高校標準法」を下回っている学校については早急に改善すること。

- (1) <全日制> 当面30人 *過疎地は当面25人以下
- (2) <定時制> 当面25人以下

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 教員の担当授業時数の標準を全日制15時間以下、定時制10時間以下を基本として次の定数を配置すること。

① 全日制

- 6学級以下 (学級数) × 2.70人
- 7学級以上 (学級数) × 2.50人 端数切り上げ *最低保障15人

② 定時制

- 4学級以下 (学級数) × 2.60人
- 5学級以上 (学級数) × 2.40人 端数切り上げ *最低保障15人

③ 通信制

- 生徒数30人に1人とする。

④ 通信制協力校

- 生徒数30人に1人とする。

(2) 「実習助手」を廃止し、「教諭一元化」を実現し、その定数を教員定数に加配すること。当面、呼称を「実習教員」に改めるとともに学校事情を考慮し、教員免許を有する者が授業を担当することを認めること。

① <理科実験> - <全日制、定時制>

- 12学級以下 2人

13～24学級	3人
25学級以上	4人

② 実習－＜全日制＞

- 農業・水産 (学級数) × 1人加配
- 工業 (学級数) × 3/4人加配
- 商業・家庭 (学級数) × 2/9人加配 端数切り上げ

③ 実習－＜定時制＞

- 農業・水産 (学級数) × 3/4人加配
- 工業 (学級数) × 9/8人加配
- 商業・家庭 (学級数) × 1/4人加配 端数切り上げ

(3) 全日制、定時制等すべての課程に養護教員を配置すること。16学級以上については、2人配置すること。

(4) 事務職員は、以下の通り加配すること。

① 全日制、定時制

- $4 + \frac{(\text{学級数}) - 6}{6}$ 端数切り上げ
- 農業・水産 2人加配
- 工業 1人加配
- 商業・家庭 1人加配

② 通信制

- $5 + \frac{(\text{学級数}) - 1,200}{400}$ 端数切り上げ

(5) 全日制、定時制等すべての課程に専任司書教諭を配置すること。18学級以上については、2人配置すること。当面、学校司書を各校に配置すること。

(6) 学校「用務」職員（公務補）

① 全日制、定時制

- 1～12学級 2人
- 13～18学級 4人
- 19～24学級以上 5人

*学級減により学級数に変動があっても校舎、敷地面積等を勘案し、配置すること。

② 通信制（独立校舎） 2人

(7) 栄養教員・学校栄養職員については、完全給食実施校につき1人配置すること。

(8) 給食調理員は、200食以下を4人とし、100食増加ごとに1人以上配置すること。

(9) 舎監は、棟ごと、男女別に2人を配置すること。当面、寄宿舎を設置している学校への教員定数の加配を生徒50人まで2人、51人以上を3人とする。

(10) 寄宿舎における生活教育を専門とする「寄宿舎教員」制度を実現し、1舎2人を配置すること。また、生徒51人以上は1人加配すること。

3. 複数の課程（併置校）は課程ごとに1校とみなすこと。

4. 学校ごとの積算を継続すること。

5. 次の道独自の定数改善を積極的にすすめること。

(1) 管理体制強化につながる複数教頭や充て指導主事を廃止して教職員の増員をはかること。

(2) 現業職員等の職務替えについては、職務替え職員の勤務実態調査を継続するとともに、労働環

境等を改善すること。

- (3) 高等学校における専任教員配置率をさらに高めること。家庭科教員を16学級以上については2人配置すること。
- (4) 学校統廃合や学級削減にともなう機械的な教職員定数の削減は行わないこと。また、普通科への学科転換にともなって生じる職業科の過員については、過員措置を含め特別な措置を講ずること。
- (5) 市町村立高等学校の教職員定数については、道に準じて確保されるよう指導するとともに、必要な助成措置を講ずること。特に養護教員が未配置となっている町村立高等学校については、当該町村教育委員会を指導すること。
- (6) 欠勤者の代替基準については、すべての職種で小・中学校と同様とすること。
- (7) 生徒指導に関する加配にあたっては、中途退学者数のみで判断せず、教職員の生徒指導にかかわる勤務実態の聞き取りなどにもとづいて加配を措置すること。
- (8) 特別支援教育支援員の配置時間については、当該生徒の状況を踏まえ、学校と協議の上で必要な時間数を確保すること。

7 しょうがい児学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級および舎室の編制基準を以下の通り改善すること。また、現状で「義務標準法・高校標準法」を下回っている学校などについては早急に改善すること。

(1) 学級編制基準

- | | |
|------------|-----|
| ○ 幼稚部 | 3 人 |
| ○ 小学部（単式） | 5 人 |
| ○ 中学部 | 5 人 |
| ○ 高等部 普通科 | 6 人 |
| 専門学科 | 6 人 |
| 専門（職業）学科 | 6 人 |
| ○ 併設高等部普通科 | 4 人 |
| ○ 重複学級 | 2 人 |
| ○ 訪問学級 | 2 人 |

(2) 寄宿舍の舎室編成の基準

部別・男女別に 1 舎室 2 人

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 教員

① 小学部

部の規模	乗ずる数
1 学級	4.000
2 学級	3.000
3 学級	2.667
4 学級	2.500
5 学級	2.400
6 学級	2.300
7 学級	2.286

② 中学部

部の規模	乗ずる数
1 学級	6.000
2 学級	4.000
3 学級	3.333
4 学級	3.000
5 学級	2.830
6 学級	2.714
7 学級および 8 学級	2.444

8 学級および 9 学級	2.250	9 学級から 11 学級	2.200
10 学級以上	2.000	12 学級以上	2.000

- ③ 高等部 (学級数) × 3 人
- ④ 幼稚部 (学級数) × 3 人
- ⑤ 病弱養護学校定数配置は、上記①～③と同じとすること。
- ⑥ 盲・聾学校高等部の専門教育学科数 × 4 人
養護学校高等部学科数 × 4 人
- ⑦ 自立活動担当教員については、部の数に 2 を加えて得た数と、幼・小・中で 7 学級以上（高等部のみは 4 学級以上）以上の場合には、学級数の 1/4（高等部のみ 1/6）（端数切り上げ）を乗じて得た数を合計した数とすること。肢体不自由児校については、部の数に 2 を加えた数、と児童・生徒数の 1/8 を乗じて得た数を合計した数とすること。さらに、12 学級までは 1 人、13 学級以上は 2 人を加配すること。
- ⑧ 寄宿舎を有するしょうがい児学校については、児童・生徒数 80 人以下の学校は 3 人、81 人から 200 人までの学校には 4 人の教員を配置すること。
- (2) 養護教員
11 学級以上は、1 人加配すること。小・中・高の併設校には 1 人加配すること。
- (3) 実習教員
「実習助手」制度を廃止し、「教諭一元化」を実現するとともに、その定数を教員定数に加配すること。当面、呼称を「実習教員」に改めること。
- ① 高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数 × 3
- ② 養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く）の数 × 3
- (4) 舎監
寄宿舎生がいるすべてのしょうがい児学校に男女各棟に 2 人ずつ舎監を加配すること。
- (5) 寄宿舎教員
「寄宿舎指導員」を「寄宿舎教員」に改め、労働条件の改善をはかること。また、夜間の防犯、防災対策を強化するため、早急に定数増をはかること。
- ① 1 舎 10 人に満たない場合は 14 人を最低保障とすること。
- ② 「重複・重度障害」については児童生徒 2 人につき 1 人を加配すること。
- ③ しょうがい種が異なる学校間において寄宿舎統合を行う場合は、しょうがい種ごとに 2 人を加配すること。
- ④ 土日に残る舎生がおり、閉舎できない寄宿舎には 2 人を加配すること。
- (6) 学校事務職員
次に掲げる数を合計した数とすること。
- ① しょうがい児学校について、15 学級まで 4 人、16 学級以上 30 学級まで 5 人、31 学級以上 6 人とすること。
- ② 訪問教育担当教員を置くしょうがい児学校について 1 人を加配すること。
- (7) 看護師
全しょうがい児学校および寄宿舎に各 1 人配置すること。
- (8) 栄養教員・学校栄養職員
学校給食の実施に必要な施設を置き、学校給食を実施しているしょうがい児学校については、寄宿舎を置く学校には 2 人、その他の学校は 1 人を配置すること。

(9) 専任司書教諭

全校に1人を配置すること。当面、地方財政措置されている学校司書を各校に配置すること。

(10) 学校給食調理員

① 正規の職員とすること。

② 配置数は、完全給食を実施しているしょうがい児学校に

○ 70食以下 3人

○ 50食増すごとに1人加算すること

③ 寄宿舍については70食以下に4人配置し、30食増すごとに1人加算すること。

(11) 学校「用務」職員（公務補）

1校につき2人とし、寄宿舍のある学校については、さらに1人を加配すること。

3. 学校・分校単位の積算を継続すること。

4. しょうがい児教育をより充実するため、大幅な道独自の定数改善をすすめること。

(1) 訪問教育担当教員について、

① 訪問先が遠距離であることを理由に地元の非常勤講師を採用することをやめ、地域の小中学校の正規教員を訪問教育にあてること。

② 対象児童・生徒が部に1人の場合に、非常勤講師で対応するという現行の内部基準を改め、正規教員をあてること。

③ 対象児童・生徒の居住地の小・中学校に在籍させること。

(2) 高等部の重複学級の認可の拡大・増設をはかること。また、重複障害児2人ごとに1人を加配すること。

(3) 重複学級・幼稚部を有する学校の寄宿舍について当面、該当児童・生徒2人に1人の寄宿舍教員を加配すること。

(4) 高等養護学校の寄宿舍について当面生徒30人につき1人の寄宿舍教員を加配すること。

(5) 寄宿舍教員の宿直基準数を次のように改善すること。

幼小中学部	幼児・重複	5人に1人
	肢体不自由	8人に1人
	上記以外	10人に1人
	最低保障	男子棟・女子棟ごとに複数
高等部	重複	5人に1人
	肢体不自由	男女別20人に1人
	上記以外	男女別30人に1人（障害の重い生徒は15人に1人）
	最低保障	男子棟・女子棟ごとに複数

(6) 寄宿舍教員の週38時間45分労働を遵守し、寄宿舍生の教育を保障するため、各学校に寄宿舍教員を加配すること。特に、週末の帰省が困難で、多くの舎生が残る寄宿舍については、早急に加配を行うこと。

(7) 正職員が断続的勤務しかできない寄宿舍の宿直時間に、臨時寄宿舍指導員が単数配置となる場合、休憩時間には、舎生に対応する職員が不在となってしまう。そのため、切れめない体制を確保するため、棟ごとに複数配置とすること。

(8) 「欠勤者等の代替等基準」の「代替等の範囲」にすべての教職員を含めること。

(9) しょうがい児学校に教育相談担当教員を配置すること。

8 早期に欠員を解消すること。

1. 産育休・病休・離職や、暫定再任用者の辞退などにより毎年一定数の欠員が生じていることを踏まえ、加配措置を含めて欠員を見越した新規採用者を確保すること。
2. 定数内教職員については正規採用教職員を充当し、臨時的任用は行わないこと。教員採用選考検査で登録された者については、年度途中でも積極的に採用し、4月1日以降は必ず正規採用とすること。
3. 「指導主事」「主幹教諭」を縮小し、欠員に充てること。
4. 「産育加配」についても暫定再任用者を任用できるよう、関係機関にはたらきかけること。
5. 学校事務職員や養護教員などについては、未配置が生じないよう、正規教職員を配置すること。また、兼務校発令は行わないこと。

公立小中学校の統廃合および義務教育学校の新設について

- 9** 地域・保護者の声を無視した財政論にもとづく機械的な統廃合や義務教育学校の新設を行わないよう、市町村を指導すること。また、やむを得ず統廃合や新設を行う場合には、道独自に加配を措置するとともに、子どもの負担とならない教育課程編成などを指導すること。

インクルーシブ教育の推進

- 10** 国連障害者の権利条約」の精神に則り、「障害者基本法」「障害者差別解消法」「学校教育法施行令」「北海道障がい者条例」などがめざす共生社会を実現するため、市町村教育委員会への指導も含め、次の諸対策を講ずること。

1. 「差別的取り扱い」を解消し「合理的配慮」を提供するとともに、人権の尊重と社会参加の保障を徹底し、インクルーシブ教育推進に努めること。
 - (1) 国連障害者権利委員会による、しょうがい児を分離した「特別支援教育」の中止や、文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」の撤回勧告（22年9月）にもとづき、国・文科省へ要請するなどインクルーシブ教育の推進に努めること。
 - ① 「発達障害」などに特化して「特別な場」で「特別な教育」を行うのではなく、子どもが普通学級から排除されることのないようにすること。あわせて、子ども・保護者の「合理的配慮」の求めを十分に尊重すること。
 - ② しょうがいの改善・克服を中心とした「医学モデル」に依拠し「子どもの分離」をすすめる「特別支援教育コーディネーター」は廃止し、「社会モデル」「人権モデル」にもとづいたインクルーシブ教育をすすめること。
 - ③ 「特別支援学級の編成に係る留意事項について（事務連絡）」（18年8月）にもとづき、学校や子どもの実態に応じて「交流および共同学習」の授業時数を設定できることを周知・徹底すること。
 - ④ 就学時健康診断を子ども・保護者に強制しないよう、市町村教育委員会を指導すること。ま

た、本人や保護者の同意なく「知能検査」「実態把握シート」「チェックリスト」を実施しないこと。さらに、検査結果によって就学先を決定しないこと。これらの調査などを用いる場合には普通学級での支援のために行うことを保護者と確認すること。

(2) 「しょうがいの有無にかかわらず、すべての子どもが希望する地域の小中学校に就学できる」と定めた「北海道障がい者条例」を、すべての就学対象者と保護者に周知・徹底すること。転籍の制度について説明と意思確認を行い、希望を最優先に総合的判断をすること。子どもや保護者が普通学校へ就学・転学、しょうがい児学級から普通学級への転籍を希望した場合に、改正された「学校教育法施行令」に沿って、その意思を尊重すること。

(3) 重度しょうがいの子どもを地域の小・中学校で受け入れることをすすめる、保護者付添いの負担をなくすために必要な制度改善をはかること。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(21年6月)の趣旨を踏まえ、医療的ケアが必要な子どもに対応できるよう普通学校にも看護師の配置を順次すすめること。

(4) しょうがいのある子どもの普通学校・普通学級での教育を保障するため、「合理的配慮」の求めがある場合には必要な教職員の配置を行うこと。また、「通級指導教室」にも必要な教員を配置すること。あわせて、すべての幼・小・中・高において、バリアフリー化をはじめとする施設・設備整備や、教材・教具の充実に必要な予算措置を講ずること。さらに、「障害者差別解消法」の対応要領が、地方自治体の努力義務にとどまっている現状を踏まえ、法の趣旨に鑑み道自身が積極的にとりくむとともに、各市町村に対しても、「要領」を策定するようはたらきかけること。

(5) しょうがいのある子が普通学級で学んだり学校行事に参加したりする際には、その都度「合理的配慮」について本人や保護者と話し合うこと。また、しょうがいのある子の保護者にだけ付添いを求めないこと。

(6) 本人・保護者の同意なく「教育支援計画」を作成しないこと。

(7) すべての子どもに後期中等教育を保障するためインクルーシブな高校づくりをすすめること。

① 高校適格者主義を排し、定員内不合格を出さないこと。

② しょうがいのある受験生が不利にならないようにするために、受験時には十分な「合理的配慮」を行うこと。特に「特別な事情説明書」による配慮を求められた場合には、少なくとも中学校で行われていた「合理的配慮」をすべて認めること。また、「特別な事情説明書」の簡略化をはかること。

③ 入学願書には特別な配慮の希望の有無だけでなく、具体的に求める配慮事項を記述できる記入欄を設けること。

④ 高等学校を含め、すべての学校に「特別支援教育支援員」など必要な教職員の配置すること。あわせて、高等学校における「しょうがいのある生徒への教育的支援の充実」に向けた具体的方策を講ずること。さらに、入学後の単位認定や進級に際しては評価の工夫などを行い、責任をもって卒業させること。

(8) 高校で学ぶしょうがいのある子どもの教材費などは、就学奨励費の対象外となっているため、対象となるまでの期間は道独自予算で補助を行い、学ぶ権利を十分に保障すること。

(9) 居住地交流に必要な旅費などの予算を増額すること。

2. しょうがいを理由とする採用や復職時の差別をなくすこと。知的しょうがいなどを含めたしょうがいのある人の採用を促進し、「法定雇用率」を達成できるよう条件整備にとりくむこと。

(1) しょうがいのある教職員の仕事を希望に合わせて1/2から2/3程度とし、その勤務量を定数に反映すること。また、しょうがいのある教職員に補助職員を配置すること。

- (2) しょうがいのある教職員の異動にあたっては、異動年限を長期化するなどの配慮を行うこと。
また、機械的な異動は行わないこと。

しょうがい児学校の条件整備

11 しょうがいのある子の教育を充実・発展させるため、次のことを重点に諸対策を講ずること。

1. しょうがい児学校の条件整備のための教育予算を大幅に増額すること
 - (1) 教育支援委員会は、民主的構成と運営のためにしょうがい当事者を加えること。また、判別や権威的な振り分け機関とせず、子どもと保護者に「合理的配慮」を保障し、適切な教育のあり方を支援する委員会とすること。
 - (2) 訪問教育を解消するための条件整備をすすめるとともに、当面、次の改善をすること。
 - ① 訪問指導のみにとどめず、集団学習や交流学习などの機会を十分に保障するため、付添人経費等の予算を増額すること。また、登校学習の際には看護師が対応できるようにすること。
 - ② 病院や福祉施設内の訪問学級を分校または分教室として位置づけ、学習の場所を確保すること。
 - ③ 訪問教育を受けていた過年度卒業生の高等部教育を保障するため、間口を新設すること。また、義務化以前の就学猶予・免除者については入学を認めること。さらに、入学受け入れにあたっては、現場の意見をとり入れ、教育条件整備をすすめること。
 - ④ 訪問教育を受ける子どもの在籍・所属を地域の小中学校とし、集団活動を保障するとともに、移動の負担軽減と経費削減をはかること。また、分校高等部に訪問学級を設置し、高等部教育を保障すること。
 - ⑤ 訪問教育にかかわる教材・教具費を増額し、指導のための財政的措置を抜本的に改善すること。また、訪問教育については公用車を配置するなど、抜本的な改善をはかること。
 - ⑥ 全道の就学猶予の子どもたちの実態調査を行うこと。あわせて、就学猶予の子どもたちの学習権を保障するため、教育委員会は子ども本人や保護者に対応などについて適切に説明すること。
 - (3) 寄宿舎を「生活教育」の場として位置づけ、そのために予算や施設設備の充実をはかること。
 - ① 既存寄宿舎の入舎定員を見直し、個室化をすすめること。最低でも一室2人とする。
 - ② 入舎生の急増にともなう狭あい化に対応するため、舎生の体格やしょうがいの実態に見合った施設設備の改善をすべての学校で早急にはかること。
 - ③ 子どもたちが毎週帰省して家庭や地域で過ごせるよう、帰省費を増額し、とりわけ高等部生には帰省付添費を支給すること。また、福祉施設と連携し、長期休業や土日閉舎を促進すること。
 - ④ 寄宿舎生が通院する際の病院付添い旅費を支給すること。
 - (4) 臨時寄宿舎指導員の宿直予算については、しょうがいの重度化・重複化にともなう夜間の巡回や個別対応などの増加に比例して、予算を復元・確保すること。
 - (5) 医療的ケアが必要な子どもの学びを保障するため、しょうがい児学校に看護師を配置すること。
 - (6) 特別教室等を普通教室に転用するなど校舎の狭あい化がすすんでいるため、その解消をはかること。
 - (7) しょうがい児学校からの補修調書にはすみやかに対応すること。

- (8) 少人数のしょうがい児学校では、借り上げバス代の高騰により配分額が不足し、保護者が空港などまで送迎せざるを得ない実態がある。また、子どもの実態に応じて低床型やリフト付きバスが必要となる場合もある。こうした状況を踏まえ、修学旅行や校外学習等にかかるバス借り上げ料などの増額をはかること。
 - (9) 入学者選考検査の実施にあたっては、印刷会社から校正刷りを受けて校正を行えるよう、必要な予算措置を講ずること。
2. しょうがい児学校高等部の進路指導を充実させるため、条件整備をすすめるとともに予算を大幅に増額すること。
- (1) 進路指導担当者を定数外配置とし、学校規模に応じて順次配置すること。
 - (2) 進路開拓が広域におよぶ地方の高等部の開拓費を大幅増額すること。
 - (3) 併設高等部の進路指導旅費を大幅増額すること。
 - (4) 現場実習にかかわる諸経費を公費負担とすること。特に施設実習にかかわる予算を早急に措置すること。
 - (5) 高等部卒業生の就労の場の確保と地域支援体制の確立をはかるため関係機関との連携を強め、早急に体制を整えること。
 - (6) 進路指導にかかわる公用車（リース車を含む）を配置するなど、交通手段の改善をはかること。当面は自家用車使用について十分な補償を行うこと。また、電話回線の拡充をすすめるとともに当面は実習先との連絡用に専用のモバイル端末を措置すること。
 - (7) 高等部の卒後支援（青年学級）に対し活動費を措置すること。

後期中等教育の充実

- 12** 高等学校の希望者全員入学（準義務化）・選抜制度廃止の実現を基本に、後期中等教育を充実するため、次の諸対策を講ずること。
1. 希望するすべての子どもの高等学校入学を達成するための抜本的な対策をはかること。
 - (1) 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」については、これ以上統廃合をすすめないよう撤回・再考すること。また、これにもとづく「公立高等学校配置計画」は撤回すること。当面、道独自の措置により高等学校の学級定員を 30 人以下とし、生徒減による機械的な学級削減や小規模校の再編・統廃合を行わないこと。
 - (2) 「地元から通学できる高校への希望者全員入学」を実現するため、高校入学者選抜制度を廃止するなど抜本的な対策を確立すること。また、通学区域の拡大は、遠距離通学を助長し、学校間格差や受験競争激化をまねいていることから撤回・再考し、小学区制を基本に学区の縮小・再編すること。あわせて北教組が求める地域合同総合高校の具体化について検討すること。
 - (3) 地域連携校については、「集中取組期間中に第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 10 人未満」となっても、機械的に再編整備しないこと。また、地域連携校における教員の増員や、支援校から派遣される教員の負担軽減など、条件整備・改善にとりくむこと。
 - (4) 募集定員を下まわる場合は、選抜試験を行わないこと。また、定員内の不合格者を出さないこと。
 - (5) 高校選抜試験において、面接試験は一切行わないこと。また、傾斜配点、個人調査書と学力検

査成績の比重の複数尺度化、英語の聞き取りテストなどの実施を廃止すること。

- (6) アンビシャススクールなど「新たな特色ある高校」や、文科省「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」、道教委「地域医療を支える人づくりプロジェクト事業」などの研究指定については、差別・選別や序列化につながることから、撤回・再考すること。
 - (7) 定時制高校については、教育を受ける多様な機会を保障する場として振興をはかること。そのために、機械的な統廃合・学級削減を行わないこと、すべての学区に定時制課程を設置すること、定時制就学奨励費の増額をはかること、夜間定時制高校の給食費・教科書はすべて無償とすること、夜間定時制高校の募集停止を行わないこと、さらに「多部制など単位制定時制高校」の設置に向けた検討を行わないこと。
 - (8) 道立高等学校の入学検定料・入学料を無償化すること。当面、入学料・入学検定料の値上げを行わないこと。また、入学時の誓約書にある保証人欄を削除すること。
 - (9) 「登別明日中等教育学校」については、教職員の人事や寄宿舎の舎監・宿日直など勤務条件に多くの問題がある。加えて、①全道全域を通学区域とすることは、地域の子どもたちに中等教育を保障することにならない、②入学者選考における抽選廃止は「学力」の高い子を選抜しようとする企図がある、③「受験エリート校」につながるカリキュラムとなっている、「受験」の低年齢化を招き、一部の子どもを選抜して教育の階層化を助長する、といった危惧がある。これらを踏まえ、地域の子どもたちの学ぶ学校とすること。
2. 奨学金制度については、「北海道公立高校生等奨学給付金」などの給付型奨学金制度の維持・増額を国に要求すること。
 3. 私立高校授業料実質無償化による公立校離れを防ぐため、公立校の施設設備の充実や修繕などに予算を拡充すること。
 4. 「公立高校配置計画」により募集停止とされた高校の地域の子どもに加え、高校未設置の地域の子どもについても通学にかかわる費用を保障する「通学費等補助制度」とすること。当面、5年の年限を撤廃すること。
 5. 通信制教育のスクーリングを実施している学校のうち、多数の生徒が在籍する旭川東、苫小牧東、帯広柏葉、函館中部の4協力校については、教育および勤務実態を改善するため定数増をはかること。また、この4協力校すべてに養護教員を配置すること。
 6. ICTを活用した遠隔教育の普及などにあたっては、有朋高校の教職員定数を増やすなど、教育環境の充実をはかること
 7. 進路相談員は子どもの進路指導にきわめて有効であることから、現在の各教育局1人（計14人）配置を、11年度並の全道で25人程度まで増員すること。また、現在6校に配置されている就職支援教員については、増員するよう文科省へはたらきかけるとともに、その配置数決定にあたっては各学校の就職状況や地域の広域性を考慮すること。
 8. 高校生の科目選択に余裕をもたせるため、教科書採択の時期を遅らせるよう国に求めること。
 9. 学校法人北海道朝鮮学園に対しては、国際友好と民族教育を保障する立場から管理運営費補助金を復活させること。そのうえで、1学級あたり・児童生徒1人あたりの助成金を増額すること。朝鮮高級学校の生徒に「高校無償化」が適用されるよう国に要請すること。
 10. 学教法の一部改正にともなう「大学入学年齢の緩和の拡大」については、受験競争の低年齢化・激化に一層拍車をかけるおそれがあるため、拙速な導入は行わないこと。導入の検討にあたっては、国会答弁および付帯決議の趣旨を十分に踏まえ、慎重な対応をとるよう関係機関にはたらきかけ

ること。

11. 国公立大学法人の授業料・入学金を引き下げるよう、国および関係機関に対して、はたらきかけること。
12. 教員養成大学においては、次の項目に関する講座を設け、必修単位とするよう国および関係機関にはたらきかけること。

憲法・「教育基本法（47年制定）」・「子どもの権利条約」・「こども基本法」、人権教育、しょうがい児に関する基礎知識、「国連障害者の権利条約」、ジェンダー平等教育、「女性差別撤廃条約」、労働者教育、アイヌ民族等の少数・先住民族に関する基礎知識、在日外国人問題。

教育費保護者負担の解消

13 保護者の教育費負担を解消し、教育の機会均等を保障するため次の措置を講ずること。

1. 義務教育費における保護者負担を解消するため、学用品や観劇、実習、修学旅行など授業に直接かかる費用や、本来公費負担でまかなうべき消耗品類については、全額公費負担とすること。そのため、必要な予算措置を講ずるとともに、市町村を指導すること。また、冬期間の暖房費を保障すること。
2. 修学旅行にかかる費用については、しょうがい児の保護者が負担する必要経費を、他の児童・生徒と同じとし、特別な金銭負担を求めないこと。
3. 市町村に対しては、最低限、教育費の基準財政需要額を確保するとともに、現場の要求にもとづき教育予算増額を行うよう指導すること。特に、スキー・スケート・個人用楽器・技術科工具など個人用学習用具や学校備品購入費・教材教具費・クラブ活動費、さらに、しょうがい児学級に対する行事費や需用費を別枠で配置し、大幅な増額をはかること。これにより保護者負担を解消するため、市町村に対して指導するとともに、道として必要な予算措置を講ずること。また、国に対しては全額国庫負担化をはたらきかけること。国庫負担から交付税に切りかわったものについては全額教育予算に組み込むよう市町村教育委員会を指導すること。
4. 学校給食費を全額公費負担とするため、学校給食法の抜本的改正を国にはたらきかけること。当面、給食費の4分の1を占める牛乳について道費で予算措置を講ずること。
 - (1) 当面、食材高騰による学校給食費の値上げを行わないよう市町村を指導し、道立学校においても値上げは行わないこと。また、学校給食費の保護者負担を軽減する制度を国に求めること。
 - (2) ゆたかな学校給食の実現と学校給食の安全衛生の向上、さらに給食従業員の労働条件改善のため、共同調理場やデリバリー給食を含む民間委託化をやめ、学校ごとの単独給食とするよう指導すること。また、デリバリー給食や給食センター売却を含む民間委託化をすすめるを得ない市町村についても、栄養教職員を配置すること。
5. 子どもの通学費を全額公費負担とするため、市町村を指導するとともに、道としても必要な予算措置を講ずること。あわせて、統廃合などによりスクールバスを運行している市町村については、運行経費にかかる保護者負担を解消するため、道費による助成を行うこと。
6. 地方財政法の税外負担禁止規定を厳格に遵守すること。また、その裏づけとなる財源は道および市町村において確保するとともに、市町村立学校では施設の新増設、道立学校では維持修理費や人

件費などについても税外負担禁止対象とすること。

7. 道立学校の PTA 会費や振興会費に含まれている本来は道費で負担すべき運動場用のテントや卒業支援旅費などの経費について保護者負担を完全に解消し、道費によって措置すること。
8. 道立学校に対する学校配当予算を大幅に増額するとともに、需用費・消耗品費・実験実習費などを増額して保護者負担を解消すること。また、現行の「高等学校一般需要費基準」を改善すること。
9. しょうがい児学校の就学奨励費については、保護者負担を軽減するため、概算請求を可能とするよう制度の弾力的な運用をはかること。
10. 地方財政措置されている学校図書館図書標準、新聞の配備、学校司書の配置、について市町村を指導するとともに、図書館教育の充実をはかること。
11. 社会的・経済的変動や、天災などによる被害を受けた地域や家庭の子どもの学習権を完全に保障するため、学用品費、通学用品費、交通費、学校給食費、医療費、日本スポーツ振興センター掛金、修学旅行費などについて就学援助措置を講ずること。
12. 「総合学習」における教材費や地域指導者にかかわる費用について、道として予算を増額するとともに、市町村に対しても予算増額を行うよう指導すること。
13. 小中学校および高等学校等における教育費の保護者負担について早急に実態を調査し、その結果を明らかにすること。あわせて、市町村ならびに当該学校に対して保護者負担軽減の指導を行い、解消に向けたとりくみを強化すること。
14. 準要保護児童生徒への就学援助制度については、各市町村に対し「認定基準」「支給額」「支給項目」の改善を行うとともに、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費を支給費目に加え、新入学児童生徒学用品費の年度内支給を実施するよう指導すること。また、生活保護基準の引き下げなどによる就学援助制度の縮減を行わないよう指導すること。
15. 「部活動の地域展開」にともない保護者や本人に新たな受益者負担が発生しないよう、十分な予算措置を講ずること。
16. GIGA スクール構想にともなうタブレットなどの修理費は保護者負担とせず、市町村教育委員会に修理費の予算を確保するよう指導すること。また、予備機の確保や定期的な機器更新のための予算措置を国に求めること。さらに、高校における「BYOD」については本人や保護者への負担が大きいため、公費負担するよう国に求めること。当面は、文科省「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）」（25 年 6 月 25 日付）にもとづき、個人購入から大量調達への切り替えによって低廉化をはかること。

学校および学校外教育施設設備の整備拡充

14 学校および学校外教育の施設設備の整備拡充をはかること。

1. 校舎や屋内体育館など施設の新築・増改築・補修にあたっては、実勢単価にもとづき学校建築費の 2/3 を国庫負担とする制度を確立するよう、国に対してはたらきかけること。特に、学校建築費などにもなう市町村の超過負担の激増の状況は、地方財政危機の要因ともなっていることから、地方自治と地方財政確立の理念に立ってはたらきかけること。
2. 新設の場合には、国が基準財政需要額の算出基礎としている小学校 18 学級、中学校 15 学級を一応の目安とすること。あわせて既設校にあっては、その規模を超える学校について分離新設を行う

よう市町村を指導すること。

3. 老朽化危険校舎・仮設校舎および耐震補強工事未実施校については、新改築を行うよう市町村を指導すること。あわせて、工事が遅れている事業や計画段階の事業については、早急に完成をはかるため、交付税交付金や、国庫補助金の増額を国に対してはたらきかけること。
4. 子どもの熱中症対策のため、道立学校施設における空調（冷房）設備の設置をすすめること。あわせて、道として市町村に財政的支援を行い、空調の設置や稼働に必要な電気代などの予算を確保するよう指導すること。また、国に対しても整備設置のための予算を確保するよう要請すること。
5. 屋内体育館について、政令で定める面積に満たない学校には増設を行うこと。あわせて、暖房設備を設置するよう市町村を指導すること。
6. 光熱・水道費の確保をはじめ、校舎の営繕、防寒、エアコンの設置、採光や照明の整備、特別教室の設置・充実、屋根付きプールの設置、児童・生徒用の男女別更衣室やトイレの水洗化、職員用男女別トイレの整備、机・椅子の更新、網戸の設置、遊具の安全などについて、市町村を指導すること。また、労働安全衛生および母性保障の観点から、妊娠した職員が必要に応じて横になって休養をとれるよう、男女別休憩・休養室を確保すること。
7. 「LGBTQ」等の子どもや職員への配慮として性別に関係なく利用できるトイレの設置など、施設設備の整備をすすめること。
8. すべての学校において玄関・廊下・各フロアを車椅子で移動できるよう改築すること。あわせて、多目的トイレやエレベーターを設置するよう市町村を指導するとともに自然環境に配慮したモデル地域指定を検討すること。
9. 道立高等学校およびしょうがい児学校の新増設・改築については、その計画を明示するとともに、北教組と十分協議すること。特に、入学者が急増している高等支援学校の新増設については、安易にすすめることなく、十分な協議を行うこと。
10. 老朽化している暖房設備は、早急に更新すること。
11. 高等学校の寄宿舎については改築を行うこと。また、寄宿舎の運営費は全額を道費で負担すること。
12. 高等学校の寄宿舎は個室とし、最低でも生徒2人につき1部屋とすること。
13. すべての教職員用のPC端末の整備・更新をすみやかにを行い、そのための予算を十分に確保すること。また、養護教員、栄養教職員、学校事務職員にもタブレット端末を配付すること。
14. 不審者対策等も含め、職員室や教室間の通信手段をととのえること。
15. 燃料費高騰の影響を踏まえ、必要十分な暖房費を確保すること。

ゆたかな教育環境の整備充実

- 15 子どもの自主的・創造的な学校外活動・生活を保障するため学校外教育施設などを整備すること。
1. 道立の図書館・博物館・美術館・青少年教育施設などについて施設設備をすすめるとともに高校生まで無料開放を拡充すること。また、市町村立の文化体育施設等については、利用料を無料とするよう市町村を指導すること。
 2. 地域における文化体育活動への参加費用は、すべて公費負担とするよう市町村を指導すること。
 3. 「社会体験活動」を学校や地域に強制しないこと。

4. しょうがいのある子が地域でともに活動できるようにするため、施設設備の整備や制度・内容の充実について、「障害者差別解消法」などを踏まえて市町村を指導すること。
5. 道立校の閉校にともなう学校施設については、部活動の社会教育への移行などに活用できるよう、市町村と連携をはかること。

子どもの健康対策

- 16 子どもの健康福祉対策を強化し、子どもの健康権を保障するために万全の措置を講ずること。また、真にゆとりある学校生活を送れるよう条件整備に努めること。
1. 子どもの学校管理下における事故災害を補償するため、無過失責任主義の採用、医療費の全額国庫負担、年金制度導入を内容とする「学校災害補償制度」を確立するよう、関係機関へ積極的にはたらきかけること。
 2. 「学校災害補償制度」が確立するまでは、保護者負担を解消するため、スポーツ振興センターへの掛金を全額公費負担とし、すべての子どもの学校管理下における事故災害を保障すること。
 3. 独立行政法人日本スポーツ振興センターにかかわる業務は依頼業務であることから、養護教員など特定の教職員に強制しないこと。また、以下の事項について市町村教育委員会への指導を徹底すること。
 - (1) 日本スポーツ振興センター法の対象外となる医療費については道費または市町村費で措置すること。また、医療費支給期間を過ぎても医療が継続している場合には、その医療費を保障する措置を講ずること。
 - (2) 独立行政法人スポーツ振興センターに対しては、「災害給付オンライン請求システム」について事務手続きを簡素化するとともに、個人情報のオンライン化を強要しないようはたらきかけること。また、市町村教育委員会に対しては、学校に強要しないよう指導すること。
 4. 災害発生現場などから医療機関への搬送にかかわる費用は、道費または市町村費で措置すること。
 5. 子どもたちの人権・プライバシーを尊重し、子どもや保護者の選択権を保障した健康診断を行うため、当面、次の措置を講ずること。
 - (1) 健康診断の実施方法については、学校現場の意見を尊重して行うよう、市町村教育委員会に指導すること。また、受診を強要しないよう指導すること。
 - (2) 色覚検査は学校保健安全法の必須項目ではなく、遺伝情報を含むものであるため、人権に配慮し、一律に学校での実施を強要しないこと。
 - (3) 健康診断は学校保健安全法に定められている項目を基本とすること。学校保健安全法に定められていない検診項目については、調査研究のためと称して学校で行われている実態があることから、ピロリ菌検査などの精密検査は行わないこと。
 6. 健康診断記録やデータ情報については、プライバシー保護に十分配慮するとともに、目的外使用がないよう、市町村教育委員会へ指導すること。
 - (1) 健康診断票に含まれる子どもの個人情報について外部から求められた場合は、個人情報保護法にもとづいて判断するよう指導すること。あわせて、保護者・本人への説明を行い、同意を得られない場合には個人情報を提出しないよう徹底すること。
 - (2) 保健福祉部などからの各種調査や報告書については、個人情報の扱いに疑問があるうえ、学校

現場の超勤・多忙化に拍車をかけていることから、学校へ直送される調査も含め、道教委が責任をもって精査し、調査を削減すること。

- (3) 「学校検診情報のデータベース化とその利活用」事業については、撤回を国に要請すること。
- (4) 「マイナンバーカード」に学校で受けた健康診断結果を閲覧できる機能を追加しないよう、国に要請すること。
- (5) 道教委「公立学校児童等の健康状態に関する調査」で実施した結果を開示すること。また、その結果、プライバシーが守られていない実態が明らかになった場合は、責任をもって改善すること。
- (6) 結核健康診断の問診票や心電図検診の事前調査票・心電図検査票は、検査結果とともにその都度個人に返却すること。また、保管する場合は期間を1年とすること。

7. 1982年に北海道学校保健会が法人として許可された経緯を尊重し、道教委は学校保健会に対して指導上の責任を負う立場にあることを明確にすること。

- (1) 道学校保健会が実施する心臓検診などの事業については、北教組と十分協議すること。また、この事業は道学校保健会から強制されるものではなく、利用の可否は市町村教育委員会が主体的に判断するものであることを周知・徹底すること。
- (2) 心臓検診を実施するにあたっては、受診を強制しないこと。また、心電図検診の会場については、医療機関を含めて検討するよう市町村教育委員会を指導すること。

8. 予防接種については、小中学生を対象とするワクチンもあることから、道保健福祉部に対して以下のことを求めること。

- (1) ワクチンに関する情報を公開すること。また、「予防接種は『強制ではない』」ことを周知・徹底すること。
- (2) 学校を会場とした集団予防接種や、学校から案内文書を配布している市町村に対しては、改善を行うよう指導すること。
- (3) 「子宮頸がん予防ワクチン」については、定期接種を中止すること。また、副反応に苦しんでいる子どもたちへの国の救済が不十分なことから、道独自で救済を行うこと。
- (4) 日本脳炎予防接種については、定期接種を中止するとともに、副反応の全例調査を実施すること。

9. 結核健康診断については、文科省に対して廃止を求めること。当面は、次の点をすすめること。

- (1) 文科省のマニュアルについては、各地域の実情を踏まえて取り扱うこと。
- (2) 文科省が示す健康調査票の内容は、参考資料であることを踏まえ、各市町村または各学校で作成するものを尊重すること。
- (3) 高校・高等専門学校・大学生の第1学年におけるエックス線撮影については廃止を各関係機関に求めること。

10. 11年1月に日本弁護士連合会が出した「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を尊重し、文科省の見解も踏まえて、「北海道歯と口腔の健康づくり 8020 条例」による学校などにおける集団フッ素洗口を中止すること。

- (1) フッ素洗口を導入していない地域に対して一方的な指導を行わず、「8020 条例」の趣旨にもとづき各自治体の判断を尊重すること。
- (2) フッ素洗口を導入している学校では、「子どもたちの意向」を尊重するため、1年ごとに同意を得るよう市町村を指導すること。
- (3) フッ素洗口にかかわることによって、本来の教育活動に支障をきたしている実態を解消し、教

職員の業務負担を軽減するため、抜本的な改善を行うこと。

- (4) フッ素洗口によって健康被害が判明した場合には、その責任の所在が道教委にあることを明確にすること。
11. 採血をとまなう検診や検査（高校生の集団献血を含む）については、医療行為であることから、学校現場で行わないように関係機関にはたらきかけること。
12. 保健室については、教育現場の意向を踏まえ、十分な機能を果たせる施設・設備するための予算措置を講ずるよう市町村を指導すること。
13. 子どもたちの健康を守るため、大気汚染や土壌汚染・水質汚染の実態を把握・公表し、校庭整備に農薬を使用しないなど学校の施設・設備を改善すること。また、フッ素洗口で余ったフッ素洗口液は環境汚染が懸念されることから、廃棄を中止すること。
14. 子どもたちのいのちと健康を守るため、以下についてとりくむこと。
 - (1) 「放射線副読本」の活用を強制しないこと。
 - (2) 道が主催する「原子力防災総合訓練」については、子どもの参加のあり方や学校としての対応を具体的に検討し、積極的に意見を反映すること。
 - (3) 大規模災害時に、学校が避難場所となる場合に備え、学校の耐震化工事や空調設備をすすめるとともに、太陽光発電や蓄電池、水タンクの整備を順次すすめること。また、避難場所の運営にあたっては教育活動に支障が生じないよう道にはたらきかけること。
 - (4) 原発災害にかかわる、安定ヨウ素剤について、これまで研究・検討をすすめてきた結果を公表すること。あわせて、各学校に配備する場合には避難マニュアルとあわせて使用に関するガイドラインを作成するよう、道にはたらきかけること。
 - (5) 原発に依存しない社会の実現をめざし、北海道の恵まれた地理的条件を生かした、「再生可能エネルギー」開発を促進するよう研究機関を支援すること。また、環境にやさしいエネルギーを体感できる教育環境を整えること。
15. シックハウス・シックスクールの原因となる有害な化学物質により学びや登校に困難さをともなう子どもに対しては、教育環境を整備し、救済をはかること。また、アスベスト問題については、万全の対応を行い、発症者の救済を行うこと。
16. 給食による集団食中毒を予防するため、学校給食施設の充実や人的配置、検査食材の公費購入などをすすめるための財政上の措置を講ずること。特に調理場のドライシステム導入や空調設備の施設設備の改善を行い、そのための予算を確保するよう、市町村教育委員会を指導すること。
17. 道教委「学校における食物アレルギー対応の進め方」はあくまで指針であり、一律に機械的に強制しないこと。アレルギー対応については、市町村教育委員会に対して学校関係者・給食関係者と十分協議するよう指導し、その内容を尊重すること。また、対応にあたる学校関係者の超勤常態化を踏まえ、「業務の効率化・負担の軽減」の具体策を示し、市町村を指導すること。
 - (1) アレルギーの有無にかかわらず、子どもたちが安心して安全に学校生活をおくれるよう、地域医療機関、給食施設の整備、人的配置、教職員定数の充実など環境整備を早急に行うよう関係機関に求めること。
 - (2) エピペン（アドレナリン自己注射）の使用にかかわる事故発生については、責任が教職員にないことを明確にするとともに、使用にあたっては教職員の理解を十分に得ること。
18. 熱中症対策として危機管理マニュアルを周知・徹底すること。また、各地域や学校における臨時休業日の決定や下校のくり上げについては、各学校の裁量を十分尊重することを前提に、その基準となるガイドラインを定めること。

母性保障のための諸対策

17 母性保障のために次の諸対策を講ずること。

1. 学校に勤務するすべての職員に産休代替法を適用するよう、国および自治体に対してはたらきかけること。
2. 産前休暇については10週に改善するよう国にはたらきかけること。当面、道独自の措置を講ずること。また、4ヶ月（85日）未満の流産や母体保護のためなどによる人工中絶についても産後休暇の適用とし、最低2週間の休暇を保障すること。
3. 母体・胎児の保護のため次の特別措置をはかること。
 - (1) 妊娠が判明した時点から、体育実技の代替者を配置すること。
 - (2) 妊娠が判明した時点から妊娠者の労働を軽減するために時間講師の配置など抜本的な措置を講ずること。
 - (3) しょうがい児学校や学級についても、勤務実態を踏まえ、労働軽減のための代替者を配置すること。
4. 妊娠障害休暇における代替者は、すべての職種に専任で配置すること。その際、代替者は有資格者とし、産前・産後休暇と連続して措置すること。また、時間講師については週20時間以上の勤務とすること。
5. 育児休業終了時や妊障と産休、産休と育休などの切り替えに際して、代替者が異なる場合や、産前休暇の前に妊娠障害休暇をつけた場合などにも確実に引き継ぎ期間を設けること。また、その引き継ぎ期間は専任の身分とすること。

両立支援にかかわる諸対策

18 両立支援にかかわり、次の諸対策を講ずること。

1. 育児休業期間については「育児休業給」として全額を支給すること。また、全期間にわたり「育児休業手当金」が支給されるよう、公立学校共済組合に対してはたらきかけること。当面は2年まで延長された部分について条件を撤廃し、全員が支給を受けられるようにすること。
2. 道教委の第三期特定事業主行動計画の数値目標にもとづき、男性の育児休業取得が十分にすすまない原因を分析し、取得促進に向けて有効な施策を講ずること。
3. 男性職員の「育児参加休暇」の実態を把握し、取得促進に向けて有効な啓発や奨励を行うこと。
4. 24年6月改正の「育児・介護休業法」および「次世代育成支援対策推進法」の内容について、研修会を実施するなどして制度の変更をわかりやすく学校現場に周知すること。
5. 育児の部分休業および子育て部分休暇については、有給とすること。
6. 配偶者出産休暇の日数を5日に増やすこと。
7. 早出・遅出勤務を請求するための要件緩和について学校現場に周知するとともに、対象を小学生までに限定せず、必要に応じて拡大すること。
8. 育児休業を臨時的任用職員にも適用拡大し、それにとまなう代替の配置を行うこと。
9. 予防接種希望者に対するすべての付添は「義務免」とすること。また、予防接種の抗体検査も同

様の扱いとすること。

10. 介護休暇を有給制とし、日数を無制限とすること。また、要介護者の要件をおじやおばまで拡大すること。
11. 短期の介護休暇については、教職員が取得しやすいよう申請書などを廃止し、手続きを簡素化すること。また、要介護者 1 人につき年 10 日とすること。
12. 介護のための短時間勤務制度を新設すること。
13. 介護などで離職した教職員については、一定期間後であっても、再雇用する制度を新設すること。当面、退職教員特別選考の試験項目免除などをさらにすすめること。
14. 介護離職を防ぐ観点から、介護にかかる休暇制度の趣旨などを学校現場に周知・徹底すること。
15. 子育て支援休暇については、対象を高校卒業までに拡大すること。また、取得事由に学校行事などが加わったことから、子ども 1 人当たりの日数を増やすこと。
16. 子どもを除く家族の看護を目的に、年 10 日の「家族看護休暇」を新設すること。
17. 両立支援にかかわる休暇を 15 分単位で取得できるようにすること。
18. すべての教職員が介護休暇や育児の短時間勤務など、必要な休暇を取得しやすいよう、代替者の確保等の条件整備を早急に行うこと。代替者については職種ごとの専任の代替者を確実に配置するとともに配置期間は復職時の引き継ぎ期間など学校現場の実態にあわせた運用とすること。
19. 次世代育成支援対策推進法にもとづく道教委「職員子育て支援行動計画」と女性活躍推進法にもとづく「特定事業主行動計画」について、計画の進捗状況を的確に把握し、目標の達成に向けて具体的にとりくむこと。また、計画の見直しにあたっては北教組と十分協議し、学校現場の声を反映させること。

教職員の教育活動費および旅費等の増額と個人負担の解消

- 19 教職員の教育活動および旅費等にかかる個人負担を解消するため、市町村を指導するとともに、道独自でも必要な予算措置を講ずること。
1. 道立学校における見学旅行や宿泊学習の引率については、添乗員経費を道費で負担し、引率教員が自己負担を強いられている状況を解消すること。また、体験学習の体験料や自主研修時の交通費など、指導上必要な経費を自己負担としないよう予算措置すること。
 2. 授業活動や学校行事に必要な被服（運動着・運動靴・白衣・作業着など）や授業用具（スキー・スケート・技術科工具など）の個人負担を解消するとともに、支給方法は学校現場の要望に応じて行うこと。
 3. 校外活動に際しては、スクールバス（借り上げバスを含む）など公費負担による移動手段を確保すること。
 4. 旅費については、教職員に個人負担をさせず、学校運営に支障のないよう措置を講ずること。あわせて、教職員の自主的な教育研究や教育活動を保障するため校内教職員研修促進費を中心に旅費の大幅な増額をはかること。
 5. 校内教職員研修促進費のうち自主研修部分については、基準単価を教職員 1 人当たり 20,000 円増額するとともに、次年度は最低でも基準単価を倍増すること。校内研修部分については、小中学校 1 学級当たりの単価を増額し、その用途は拘束せず教職員の意思によるものとする。

6. 学校管理運営旅費については、教育相談や学校運営にかかわる業務旅費が不十分であることから配分基準および配分額を増額すること。
7. 見学旅行および宿泊研修の引率旅費については、貸切バス代の値上げや北海道新幹線の利用、宿泊費の値上がりにより、現在の配分額では不足となる学校が増加していることから、学校現場の実態に則した配分基準・配分額とすること。
8. へき地指定学校に勤務する教職員の研修旅費については、別枠で措置し、教職員 1 人当たり 100,000 円以上を計上すること。
9. 次の各旅費については別枠により措置すること。
 - (1) 家庭訪問旅費については、4 km 以下もすべて支給対象とし、1 学級 20,000 円以上とすること。
あわせて、しょうがい児学校については旅費を増額し、教職員 1 人当たり毎年度 1 回は担当する子どもの家庭を訪問できるよう措置すること。また、寄宿舍教員の家庭訪問旅費も増額すること。
 - (2) 中学校・高等学校・しょうがい児学校の進学就職対策旅費については、旅費規定にもとづいて支給すること。
 - (3) 見学旅行および宿泊研修の引率教職員人数は、次の通りとすること。
 - ①引率教職員人数が減少し引率教職員の負担が増していることから、14 年までの配分基準以上の措置を講ずること。当面、14 年までの配分基準を下回っている分を元に戻すこと。また、学校実態による特別な配慮の範囲については弾力的に運用すること。
 - ②しょうがい児学級が設置されている学校にあっては、学級の実態に応じて加算すること。
 - ③しょうがい児学校の見学旅行については、引率旅費配分額と引率教職員人数の改善を引き続きすすめること。あわせて、医師・看護師の付き添いが必要な場合の旅費は別枠で措置すること。さらに訪問学級を持つしょうがい児学校の見学旅行では、訪問教育非常勤講師を引率として認めること。
 - ④在籍にかかわらず、しょうがい児が所属する学級については、学級の実態に応じて旅費を加算すること。
 - (4) 高等学校の宿泊研修などにかかる付添旅費については、普通旅費とし限度額の設定を撤廃すること。また、付添基準は生徒 20 人につき教員 1 人以上とするとともに、女子生徒への付添いのために道費負担による女性看護師を別枠で 1 人措置すること。
 - (5) 高等学校の指導旅費を次の通り増額すること。

① 通信教育実施学校	1人年額70,000円以上
② 通信教育協力校巡回指導旅費	1人年額50,000円以上
③ 通信教育協力校教職員卒業式への参加旅費	1人30,000円以上
④ 通信教育協力校会議旅費	1人年間2回以上、1回につき30,000円以上
⑤ 定時制指導旅費	1人年額50,000円以上
 - (6) 小・中学校事務職員の加配校およびその連携校について加算配分すること。
10. 旅費条例および旅費規程を改正し、行程 4 Km 未満の旅行についても旅費を支給できるようにすること。また、「前泊」「後泊」の旅行命令などに関する基準を緩和すること。
11. その他教職員の旅費の自己負担が膨大であることから、早急に対策を講ずること。
12. 栄養教職員の学校からセンターや受配校等への旅費について保障すること。
13. しょうがい児学校寄宿舍教員の現場実習巡回指導旅費を保障すること。
14. 部活動指導員および部活動外部指導者について、大会などの引率旅費を措置すること。

教職員の健康維持と勤務条件の改善

20 教職員の健康維持・勤務条件改善のため次の対策を講ずること。

1. すべての教職員が、少なくとも上限を遵守できるよう、早急に実効性ある超勤・多忙化解消策を示すこと。また、文科省に対して、教職員定数増、授業時数削減、持ち授業時間数の上限設定、『給特法』の廃止・抜本的見直し」を求めること。
 - (1) 超勤・多忙化解消に向け道独自の定数加配措置を行うこと。
 - (2) 過剰な余剰時数確保により、標準授業時数を大きく上回る授業時数が計画されていないかを調査すること。余剰時数については、42時間（6コマ×7日間）を上限とし、指導すること。また、災害や流感による臨時休校・学級閉鎖などやむを得ない事情で、年間標準授業時数の確保が困難な場合には、あらたに補習授業などを実施することなく当該不足を認めること。
 - (3) 部活動の地域移行をすすめること。
 - ①部活動の地域移行については、道教委が主体となり、地域の実情に応じた具体的なモデル案や実施スケジュールを示すこと。その際、平日の活動を含めて地域移行をすすめること。また、教職員の兼業に依存しない体制整備を行うこと。
 - ②当面、平日の部活動は2時間以内、週休日は3時間以内とし、土日を含めて少なくとも2日以上上の部活動休養日を完全実施すること。また、その実施状況を検証すること。
 - (4) プールの日常管理やスケートリンクの造成が教職員の労働過重となっていることから、文科省「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」（24年7月10日）にもとづき、専任の管理者を配置するよう市町村を指導すること。
2. 勤務時間遵守についてすべての学校現場において徹底すること。
 - (1) 「給特法条例」にもとづき、原則時間外勤務を命じないこと。また、命ずる場合は「限定4項目」に従事する場合で、臨時および緊急にやむを得ない場合に限るという規定を徹底して遵守すること。
 - (2) 休憩時間を確保すること。
 - (3) 勤務時間のスライド、週休日の振替・特例、代休日の指定について周知・徹底をはかること。また、やむを得ず業務を行った場合には、完全措置を講ずること。
 - (4) 在校等時間の定義について周知・徹底し、週休日・休日、休憩時間の業務時間を把握すること。
 - (5) 在校等時間の不適切な把握や「時短ハラスメント」が生じることのないよう適正な運用を徹底して指導すること。
 - (6) 道内すべての公立学校における時間外在校等時間を把握し、公表すること。また、各市町村に対して、時間外在校等時間の公表を指導すること。
 - (7) 持ち帰り業務について実態を把握すること。あわせて「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」第5の4を少なくとも徹底すること。
 - (8) 時間外在校等時間が上限を超えた職員の業務内容を分析すること。また、連続して上限を超えることがないよう、直ちに業務を削減すること。
 - (9) 「勤務間インターバル」の導入にあたっては、北教組との交渉・協議を行うこと。
3. 「学校閉庁日」は、勤務不要日とすること。
4. 超過勤務を実質的に回復するよう勤務時間に関する制度改善を行うこと。

- (1) 「要領」の周知・徹底、活用促進を行うこと。
 - ① すべての対象業務に「要領」を適用するよう、学校現場への指導を徹底し活用促進をはかること。
 - ② 修学旅行および宿泊研修にともなう「勤務不要」「割振無し」の日は、できる限り子どもの休養日と合わせて確保するよう指導を行うこと。
- (2) やむを得ず勤務時間外に行われている勤務の実態を踏まえ、「要領」の対象業務を拡大するとともに、その運用を改善すること。
 - ① 「テスト作成・採点業務」などを「要領」の対象業務に加えること。
 - ② 実態に即して再割振りや変更を容易にできるようにすること。
 - ③ 複数日にまたがる一連の業務を日にちごとに異なる4週にまたがることができるようにすること。
- (3) 週休日の勤務は、「特に命ずる必要がある場合」に限定されていることから、①原則、週休日に勤務を命じない、②命じる場合には振替を確保した上でやむを得ない場合に限り、③振替はできる限り直近に行う、④止むを得ず長期休業期間中に「振替」を行う場合には完全に措置させる、ことを再徹底すること。
5. 道教委の判断による具体的な業務削減策を行うこと。
 - (1) 道教委送付文書を半減させること。
 - (2) 参加・作品募集チラシなどについて、関連諸団体への協力を求め、学校への配布をとりやめること。あわせて、市町村独自の事業についても同様に扱うよう、市町村教育委員会への指導を行うこと。
 - (3) 道教委が実施している官制研修を削減すること。
 - (4) 道教委による研究指定校制度を廃止すること。
 - (5) 「朝学習」「補充学習」など課外の活動を日課表に組み込まないよう、市町村教育委員会を指導すること。
6. 上記1～5にもとづき「業務量管理・健康管理措置計画」を策定すること。その際に北教組と協議すること。
7. 長期休業中は「教特法」および「文部事務次官通達」「11.13 教育長通達」「7.19 通知」の趣旨にもとづき、校外研修を積極的に促進し措置するよう指導すること。あわせて「教特法」の趣旨に反して校外研修を一切認めない、あるいは過度な報告や成果物の提出を求める市町村教育委員会や校長に対しては是正を徹底すること。
8. 在宅勤務については、その趣旨を周知・徹底するとともに、報告は在宅勤務報告書によることを基本とするよう指導すること。
9. 休暇制度を充実すること。
 - (1) 冬季休暇を新設するとともにリフレッシュ休暇については、要件を見直し、日数を増やすこと。
 - (2) 離島においてフェリーや航空機の欠航により帰島できない場合は、特別休暇（災害事故休暇）の対象とすること。
10. 学校現場の実態を踏まえ、年休の取得単位時間を1時間から15分単位へと変更すること。
11. 寄宿舍教職員が病気休暇を取得した場合、他の寄宿舍教職員に業務負担が集中しないよう、代替職員を早期に完全配置すること。
12. 学校事務の合理化を口実とした「学校事務の共同実施」や教職員の差別分断につながる「新たなミッションを担う事務職員配置」「専門人材の配置充実加配」などの加配は導入しないこと。また、

「事務長」の配置についても行わないこと。さらに、17年4月の学校教育法・地公行法等の改正にともなう「共同学校事務室」や「室長」の設置、学校事務職員の「職務の明確化」などについては、勤務条件にかかわるため、北教組と交渉し、一方的に導入しないこと。

13. 自然災害や悪天候、非常時、給食未納者の増加、食材等の高騰による献立の見直しが栄養教職員の超勤・多忙化を招いていることから学校給食費を早期に公会計化し、徴収・管理業務を学校以外で担うよう市町村教育委員会にはたらきかけること。その際に、保護者に十分な説明を行い、移行にともなって教職員の負担が増えないよう配慮すること。
14. 北海道公立学校校務支援システムは、新たなシステムも含め、個人情報の一元管理による目的外使用の実態が明らかになっているほか、勤務の超勤・多忙化の助長や個人情報の取り扱いに関するセキュリティ不安、さらには各市町村の費用負担にも影響をおよぼしている。したがって導入にあたっては北教組と協議すること。
15. 道立高校および道立中等教育学校における教員の寄宿舎の宿日直を廃止すること。また、市町村立高校においても、廃止するよう該当市町村にはたらきかけること。
16. しょうがい児学校の寄宿舎における宿直時間の割り振りが業務実態に即したものとなるよう、校長に指導すること。
17. 公務災害の認定について、次の対策を講ずること。
 - (1) 公務災害審査請求にあたっては、被害者の超過勤務時間や過重労働の実態について、管理職が中心となり学校全体で主張・立証すること。また、「所属長には公務災害の事実認定に対する助力義務がある」ことをすべての職場に周知・徹底すること。
 - (2) 公務災害の認定基準については、厚生労働省の労災認定基準に準拠すること。あわせて、審査請求者の主張を誠実に受け止め、公正かつ適切に公務災害認定を行うこと。
 - (3) 教職員の公務災害補償については、勤務中に発生したすべての疾病・事故災害、出退勤途中の事故、多忙による過労死や勤務に起因する腰痛なども対象とし、適用範囲の拡大と認定基準の改善をはかること。
18. 労働安全衛生法について、次の対策を講ずること。
 - (1) 労働安全衛生法にもとづく職場の労働安全体制については、北教組と十分協議するとともに、体制の整備だけにとどまらず、抜本的な超勤・多忙化解消策を早急に講ずること。
 - (2) 教職員の超勤・多忙化の現状を踏まえ、衛生管理者および衛生推進委員は、原則として管理職が担うこと。
19. 「ストレスチェック制度」は、職場環境や勤務条件の改善に資する制度として活用すること。
20. あらゆるハラスメント防止について、次の対策を講ずること。
 - (1) 「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針」をすべての職場に周知・徹底するとともに、実態を調査し、現状の把握をすること。「パワー・ハラスメント」「セクシャル・ハラスメント」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」に加え、「時短ハラスメント」などについても防止を徹底すること。
 - (2) 相談窓口については、学校や教育行政内部に限定せず、第三者機関による相談窓口を開設すること。また相談員は弁護士や・カウンセラーなどの専門職とし、女性相談員の配置を継続すること。
 - (3) 市町村立学校で発生した事案について市町村教育委員会で解決に至らない場合は、道教委が窓口となり対応できるよう制度を改善すること。
 - (4) 現実の問題を解決するためには「指針」の内容にとらわれることなく、被害者の立場に立った

誠実な対応をすること。

- (5) 具体的事例や相談窓口などを明記した防止ポスターを作成し、すべての学校の職員室に掲示すること。
 - (6) 子どもの人権を保障し、あわせて、スクールハラスメント防止にとりくむこと。
 - (7) しょうがいのある教職員へのハラスメントを防止すること。また、状況に応じて支援職員を配置するなど必要な「合理的配慮」を行うこと。
 - (8) 「北海道カスタマーハラスメント防止条例」を周知するとともに、学校における実効あるとりくみをすすめること。
21. 男性も含めた更年期障害の実態を調査・把握し、健康支援のため、通年・継続・時間単位での取得も可能な更年期障害休暇を新設すること。
 22. 36協定にかかわり、学校事務職員などの時間外勤務手当について予算を確保し、制度制定の趣旨を踏まえて、実績に応じて支給すること。
 23. 事務主幹制度については、対象者の不利益とならないよう、市町村の配置校数や配置校変更を弾力的に運用し、事務主幹数の拡大などの制度改善をすること。また、命課基準を満たす学校事務職員が対象から漏れないよう該当者に周知・徹底するとともに、広域人事異動を強要するなど不利益を被らないようにすること。配置校に既配されている事務主幹以外の学校事務職員が異動年数に達していない場合に異動の強要を行わないこと。
 24. 「栄養教諭」制度については、その制定趣旨を踏まえ、勤務条件や職務内容の改善をはかるために栄養教員の意見を十分に聴取し、配置学校や教育委員会など関係機関と十分に協議すること。また、改善をはかるよう市町村に指導すること。さらに、文科省「栄養教諭等による職に関する指導等の充実について（通知）」（25年4月30日付）をもって業務を整理することなく、さらなる食教育の充実を押しつけないこと。加えて、今後も「栄養教諭」制度について、北教組と十分交渉・協議すること。
 25. 「指導が不適切な教員の指導改善研修」は廃止すること。
 26. 「通報制度」は、民主的な教育の発展を阻害することから、即刻撤廃すること。
 27. 憲法28条で公務員にも保障されている団結権を学校現場で十全に保障するとともに、勤務条件にかかわる事項はすべて交渉に応じること。
 28. 教職員の心身の健康を守るため、教職員の兼職兼業については、「道立学校における教育職員の兼職兼業の許可等の取扱いについて（通知）」の趣旨を市町村教育委員会および学校に周知・徹底し、遵守させること。
 29. 実効ある超勤・多忙化解消策をすすめるにあたっては、学校事務職員への業務転嫁を行わないこと。
 30. 期限付教職員・臨時的任用教職員の身分の安定をはかること。
 - (1) 労働基準法第15条にもとづき、文書による「労働条件の明示」と説明を徹底すること。あわせて、雇用保険や社会保険などについて十分に説明を行うこと。
 - (2) 期限付教職員や臨時的任用教職員については、希望する者が年齢にかかわらず雇用を継続できるようにすること。継続して勤務する場合には、履歴書や住民票の提出など事務手続きを簡素化するとともに、年度をまたいで勤務する際には勤務日を連続させること。
 - (3) 非常勤講師の勤務時間には、①定期試験の作成・採点・成績評価、②特別活動の補助的業務、③補習授業（進学講習を除く）、④実験・実習の準備、などを含むことを周知すること。これらの業務に従事したにもかかわらず一賃金が支払われない違法な事例が生じないよう、十分に指導す

ること。

- (4) 任用期間外の勤務を実質的に強要することがないように、市町村教育委員会や校長に対して、引き続き適切な指導を行うこと。
- (5) 「北海道公立学校教員採用候補者選考」における「期限付教員特別選考」については、臨時的任用経験を十分に考慮し、選考検査の免除等を拡大すること。

職員の福利厚生

21 教職員の福利厚生を増進するための諸対策を講ずるとともに福祉関係予算の増額をはかること。

1. 医療・年金の充実など社会保障制度を確立するため、次の項目の実現に努力すること。また、公立学校共済組合については、運営の民主化、給付内容の改善を中心に整備充実をはかること。
 - (1) 当面、次の点について実現するよう国および関係機関にはたらきかけること。
 - ① 被用者年金一元化後も、これまでの給付水準を維持すること。
 - ② 一時金等からも掛金を徴収する総報酬制を撤回すること。
 - ③ 在職老齢年金について、在職者に対する年金カットを撤回すること。
 - ④ 61歳～64歳については、働くことが困難な場合に満額年金支給の措置を講ずること。
 - (2) 医療保険制度の抜本的改善を国および関係機関にはたらきかけること。医療保険（短期給付）の財源は国庫負担2割の導入をはかり、残り原資の負担を労働者3割・使用者7割とし、本人および家族の医療費を10割給付とすること。あわせて、保険診療の範囲拡大について、関係機関と連絡提携を強め、医療費の個人負担を軽減すること。さらに、入院時の差額料徴収の廃止、護制度の確立と付添看護料の無料化、高校生までの子および高齢者医療費無料化、「へき地」無医地区の医療体制の整備を推進すること。
 - (3) 短期給付の掛金については、本人負担を軽減するよう国および共済組合本部にはたらきかけること。
 - (4) 公立学校共済組合の指定事業・一般事業については、内容をさらに改善し、組合員の保健・福祉の増進をはかること。希望者には、配偶者の血液検査を実施すること。また、配偶者人間ドックについては、枠を拡大し費用および・検査日程の改善を行うこと。さらに特定検診は希望する職員に対して実施すること。
 - (5) 人間ドック診断結果による精密検査が「義務免」の対象となっていることから、「脳ドック」および「婦人がん検診」の診断結果による精密検査について「義務免」として取り扱うこと。
 - (6) 退職教職員については、退職後も共済組合員資格を継続し、医療給付を受けられるようにすること。あわせて掛金を引き下げ、そのために必要な法改正を国に積極的にはたらきかけること。
 - (7) 公立学校共済組合宿泊施設「ホテルライフオート札幌」について、大幅な道費補助をはかること。
 - (8) 北海道教職員組合などの職員団体における離籍専従役員については、共済組合員の資格が継続できるよう、必要な法改正を国にはたらきかけること。
2. 「マイナ保険証」の取得はあくまで任意であり、組合員および被扶養者の判断に委ね、強制しないこと。また、取得しない場合であっても不利益を被ることがないようにすること。
3. 教職員体育大会における事故については、公立学校共済が主催者であり、道教委も後援していることから、練習および予選段階を含めて公務災害補償の対象とすること。あわせて、公務災害補償

の請求事務を簡素化し、認定事務を迅速に処理すること。

4. 教育公務員特例法第14条および事務職員休職特例法にかかる結核休職ならびに成人病休職の期間を、最低5年間に延長するとともに、無給休職期間を解消すること。あわせて、一般病気休職および病気休暇の期間を延長し、通算制度を廃止すること。
5. 病者や慢性疾患患者（生活習慣病・指定対象病種拡大を含む）については、療養を継続しながら勤務できるよう条件整備を行うこと。また、治療のための定期通院は、疾病の種類によらず病気休暇として取り扱うこと。
6. 教職員住宅（「へき地」教職員住宅・共済組合融資住宅・一般公営住宅など）の入居料については、引き下げをはかるとともに、高額な入居料を徴収している市町村に対しては引き下げを指導すること。また、教職員住宅の完全充足をすすめ、通勤距離を考慮するなどゆとりある住宅建築整備を行うとともに、共済融資住宅の貸付枠および自治体の起債枠の拡大をはかること。
7. 道立高校およびしょうがい児学校の職員住宅については、改築や新增築を計画的にすすめること。
8. 教職員のいのちと健康を守るため、健康診断の受診にあたっては本人の自己決定権を保障すること。その上で、検診科目の拡大をはかり、X線検査は直接撮影に切り替えること。検診結果については、個人のプライバシーを守るため厳正に情報管理を行うこと。あわせて、教職員の健康診断業務を養護教員はじめ教職員に担わせないこと。
9. 教職員および家族の予防・治療・療養にかかわる保健・疾病対策を万全にするため、教職員の健康診断・人間ドックなどにかかる各種制限を撤廃すること。あわせて、検診内容の充実やがん検診などの種類拡大をはかるとともに、医療機関との連携により地域指定医療機関を設置すること。
10. 定期健康診断業務については、北教組と十分交渉・協議すること。
 - (1) 定期健康診断業務については、受診者の希望と意向を尊重し、地域の医療機関での受診を基本とすること。
 - (2) 定期健康診断業務にかかわっては、健診内容などの充実および改善、受付業務等の改善をはかること。あわせて、現在の水準を絶対に下回らないこと。
 - (3) 「健康診断業務・保健指導業務」については、メンタルヘルス対策を含め、体制の整備と充実をはかること。あわせて、独立した専門部署として設置すること。
 - (4) 道立学校においては、「定期健康診断実施日程表」を事前に北教組に提示し、健康診断のあり方について定期的に協議すること。また、第1次定期健康診断を指定日に受診できず、他日、他校で受診する場合は、「外勤又は出張」となることを学校現場に周知すること。
11. 一般財団法人「北海道教育会館」に対しては、北海道教育の振興をはかり、教職員および子どもの福利厚生の上に資するよう、その事業に対して道費による助成を講ずること。
12. 一般財団法人「北海道公立学校教職員互助会」については、補助金を復活させるとともに、補助・助成のあり方を含め、教職員互助会の運営に支障をきたすことのないよう措置すること。

主任制度の撤廃

22 主任制度を撤廃し、主任手当予算を全額教育条件整備のための財源とすること。

23 「副校長」および「主幹」は廃止すること。少なくとも、「主幹教諭」については、その職務内容を弾力的に運用し、持ち授業時数の制限を撤廃して、欠員の補充や担任の持ち授業時数の削減に活用で

きるようにすること。あわせて、主幹教諭にかかわる加配を完全に措置すること。

- 24 「主務教諭」は職場の一層の重層化や業務負担の増大などを招く恐れがあることから設置しないこと。導入する場合は、北教組と十分に交渉・協議を行うこと。設置・任用にあたっては、従来の職務内容を変更せず、処遇改善として位置づけること。

へき地の条件整備

- 25 都市部と「郡部・へき地」等における生活・文化・医療などの相対的格差を踏まえ、「へき地」教育の振興・充実、教職員の人事交流、労働・生活条件改善をはかるため、「へき地」の教育条件整備をすすめること。09年3月に「改正」された文科省令については、撤廃・見直しを文科省や関係機関にはたらきかけること。あわせて、現行水準の維持・改善を行うこと。

平和教育推進事業の拡大

- 26 子どもをはじめ広く道民を対象とした平和教育推進事業を実施すること。そのための予算措置を行うこと。

アイヌ民族および北方少数民族の教育の充実

- 27 先住民族としてのアイヌ民族を正しく理解するための教育をすすめること。そのため、学校教育においてアイヌ民族および北方少数民族の学習をすすめるにあたり、副読本（公益財団法人アイヌ民族文化財団「アイヌ民族：歴史と現在 ―未来を共に生きるために―」）を年度当初に確実に配付し、各学校での積極的な使用をはたらきかけること。

在日外国人の教育の充実

- 28 在日外国人の教育を充実させること。
1. 在日外国人や外国につながる子どもたちの人権を尊重し、学びの保障をはかるため道立および市町村立学校に在籍する日本語を母語としない子どもたちの在籍状況と各学校の実態を把握し、加配による日本語担当教員や日本語指導補助者を配置すること。
 2. 朝鮮学校への補助金については、各種学校扱いとせず私立学校と同様に扱うこと。

地教行法「改正」にかかわる教育委員会制度について

- 29 政治的中立性、教育の継続性・安定性を確保し、民主的な教育をすすめる教育委員会制度を実現すること。
1. 政治的中立性を保つため、合議制の執行機関である教育委員会の意志決定および執行権限を尊重すること。
 2. 総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士が協議・調整を行う場とすること。
また、教育に関する事務の執行権限は教育委員会にあることから、調整の必要がないと判断した事項や調整がつかない事項については、教育委員会が主体的に判断すること。
 3. 委員は、教育長および教育委員会事務局に対するチェック機能を従来以上に発揮することが期待される。そのため、「教育委員候補区民推薦制」（東京都中野区）などの事例を参考に、準公選制をめざし、道民の意見を反映できる具体的な改善をはかること。また、子どもや地域に根ざした教育行政を行うため、委員が地域の要請を直接聞く会などを積極的に設けること。
 4. 教育長の資質や能力を十分にチェックするため、議会において候補者が所信表明を行い、質疑応答を受けるなど、丁寧な手続きをとること。
 5. 政治的中立性を保ちつつ民意を反映した教育行政を行うため、公開案件の拡大、傍聴者の人数制限の撤廃、移動教育委員会の定例開催、開催日の周知強化などにより公開傍聴制度を改善すること。

教科書採択について

- 30 教科書採択については、将来的な学校単位での採択実現を見据え、当面は、採択地区の小規模化や方法の改善をはかり、多くの教職員や保護者の意向が反映できるようにすること。あわせて、公正かつ透明性のある民主的な採択を行うこと。

夜間中学について

- 31 義務教育未修了者の学ぶ権利を保障するため、各振興局に最低1校の公立夜間中学を開設すること。
また、道内で自主夜間中学を運営する民間団体に対し、学校教室などの提供や財政的支援を行うこと。

ジェンダー平等教育推進

- 32 性差別や性別役割分業意識をなくし、ジェンダー平等教育を推進させるため、次の対策を講ずるとともに市町村・市町村教育委員会・校長等に対して強く指導を行うこと。
1. 国の「第5次男女共同参画基本計画」で「男女平等を推進する教育・学習」の重要性が示されていることを踏まえ、「男女平等教育の指針」を作成するため、教育現場の代表や有識者などを含む検

討委員会を道教委の責任で設置すること。

2. ジェンダー平等教育の理念を学校現場で具体化させるため、手引き書やパンフレットを作成し、研修会や各諸会議などあらゆる機会を通じて周知・徹底をはかること。
3. 子どもの人権保障の観点から、「デートDV」防止を含む包括的性教育を小・中学校においてすすめるよう周知・徹底をはかること。
4. 学校における慣習の見直しを奨励し、性別で分けない名簿（男女混合名簿等）の導入を積極的に指導すること。また、性別で分けることを前提とした制服や校則について見直しをすすめるよう指導すること。
5. 中学校に提出を求める受験生の個人調査書における性別記入欄を廃止すること。
6. 公立高等学校の入学選抜において、受検者名簿および受検票などは男女混合とし、その徹底をはかること。
7. 「LGBTQ」などの子どもへのきめ細やかな対応については、本人の意思表示を前提とした個別対応にとどめるのではなく、性別で分けることを前提としない、すべての子どもに共通する対応となるよう、研修会等を通じて周知・徹底をはかること。

「子どもの権利条約」の具体化について

33 「北海道こども基本条例」を道民に広く周知するとともに、学校において子どもの権利擁護が実効性をもつよう、市町村教育委員会に対してはたらきかけること。

1. 「北海道こども基本条例」に則り、子ども施策予算を確実に確保すること。
2. 「子どもの権利条約」および「北海道こども基本条例」を具体化するため、家庭にはパンフレットを配布し、学校現場には子ども向けの解説書を配布するなど、普及・啓発にとりくむこと。
3. 子どもの人権を監視するための独立した機構として子どもコミッショナーを設置すること。
4. 子どもの人権および教育を受ける権利を保障するため、「出席停止措置」を安易に行わないこと。また、関連施設を新設するなど、子どもを隔離・分断することにつながる措置を講じないこと。
5. 現行「学習指導要領」のもとで、標準授業時数が肥大し、「学力向上策」によって学校生活のゆとりが失われている。こうした状況が、不登校やいじめの認知件数の増加と関連していると考えられる。このことから、文科省に対し、次期「学習指導要領」の標準授業時数を見直すようを上申するとともに、教職員が子どもとふれ合う時間を確保できるよう、業務の精選をはかること。また、「競争と管理の教育」から脱却し「子どもの権利条約」の理念が息づく学校づくりのために、自治的諸活動の時間的保障などを各市町村教育委員会や学校にはたらきかけること。
6. 国連子どもの権利委員会による「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」とする勧告を受け止めること。その立場に立ち、「全国学力・学習状況調査」や入試など、競争を煽る施策の実施や結果公表は行わないこと。
7. 虐待の状況を把握し、関係機関と連携をとりながら適切に対応をすすめること。
8. ヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と緊密に連携しながら、適切に対応をすすめること。その際、アンケート調査の実施や相談窓口の設置にとどまらず、ケアラーとなっている子どもに対する根本的かつ実効性のある支援を行うこと。

保育の充実・女性の労働権保障にかかわる問題

34 子どもの成長と働く女性の権利を保障するため、保育内容の改善・充実をはかること。

1. 乳幼児を含む就学前児童および学童のため、保育の一元化による幼稚園・保育所を道内全小学校区に設置すること。その際、施設整備や運営管理、保育内容については、教職員、保護者、地域住民の意見を十分に聴取すること。また、私学幼稚園・保育所に対して道費による助成を行うこと。
2. 「保育に欠ける子」の待機を解消するとともに、「しょうがいのある子」や「外国籍の子ども」の入園が保障されるようにすること。また、それにかかわって道が市町村に対して指導・監督を行うことができるシステムを確立すること。
3. 幼稚園・保育所と小学校との連携については、幼児期から知識偏重の早期教育にならず、子どもの発達段階に応じたゆたかな子ども時代を保障する保育・幼児教育が実現されるよう国や文科省に対してはたらきかけること。

「定年引き上げ等に関する制度」について

35 働き続けられるための職場環境を整備すること。特に、超勤・多忙化解消、職務内容や配置、働き方の工夫をすすめること。あわせて、本人の希望を取り下げさせるような強要は行わないこと。

1. 暫定再任用および定年前再任用短時間勤務については、希望するすべての者の任用を保障するとともに、配置にあたっては本人の希望を十分に考慮して配置すること。
2. 道独自の予算措置を講じ、当該任用については定数外とすること。
3. 「役付き暫定再任用」を拡大しないこと。また、「役職定年制」にかかわる「特例任用」については、厳格に運用すること。
4. 60歳超常勤教職員と暫定再任用教職員などの処遇については、均衡をはかること。
 - (1) 暫定再任用事務職員などについては、定年前と同じ級の格付けで再任用を行うこと。
 - (2) 暫定再任用教職員等の期末勤勉手当の支給月数を定年前教職員と同様にすること。
5. 55歳を超える教職員の事実上の昇給停止措置を廃止すること。
6. 高齢期教職員の多様な働き方を確保したうえで、本人の意向や加齢などによる心身の状況を確実に把握し、校内において適切な役割分担が行えるよう人事配置に配慮すること。
7. 高齢期教職員にかかわる人事要綱などの改正にあたっては、北教組と十分な協議を行うこと。